JI ACCIDENT &
FIRE INSURANCE
CO.,LTD.

海外旅行保険・歯科治療費用補償特約のご案内

2011年4月 改定版（4月1日以降出発用）

※保険期間が6か月から1年までで、旅行の目的が留学の場合に加入できます。

当チラシは海外旅行保険に歯科治療費用補償特約をセットしたタイプ保険料表になります。当特約以外の補償の内容のご確認や、ご契約の際は「海外旅行保険留学・長期旅行・駐在員プランパンフレット」をご確認ください。

不慣れな海外で歯痛に悩まされるのは辛いもの。さらに海外では歯の治療費用は非常に高額です。ジェイアイでは安心して海外留学生活を送るために、歯の治療を受けた場合の費用を補償する歯科治療費用特約セット留学生プランをご用意しました。

ご注意

①責任期間中*に歯科疾病を発病し、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時以降に歯科医師による歯科治療を開始された場合に保険金をお支払いします。
②被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当と認められる歯科医師の診療費関係および保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用の50%をお支払いします。ただし、歯科治療費用保険金額をもって同一年度内の支払いの限度とします。また、治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
③日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。
④歯科医師による歯科治療のうち、予防接種、矯正治療（歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせ等の矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をいい、顎関節症の治療を含みます。）、歯科治療を伴わない検査費用はお支払い対象とはなりません。
⑤歯科疾病治療費用についてはキャッシュレス・メディカルサービスがご利用になれません。お客様ご本人に一度お立替えいただいた後、弊社まで保険金をご請求ください。
*「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。

歯科疾病プランご契約タイプ一覧表

海外渡航期間6か月以上からご加入できます。

（注）他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください）等がある場合など申込書記載内容によっては、傷害死亡・疾病死亡保険金額を制限させていただく場合があります。

ご契約タイプ		212	213	214	215
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円
	傷害後遺障害	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限	無制限	無制限	無制限
	個人賠償責任（長期契約用）	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	生活用動産（長期契約用）	80万円	70万円	60万円	50万円
	歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料	6か月	128,990円	117,210円	108,780円	100,100円
	7か月まで	152,820円	138,950円	129,050円	118,870円
	8か月まで	176,500円	160,600円	149,270円	137,640円
	9か月まで	200,870円	182,840円	170,030円	156,890円
	10か月まで	224,980円	204,830円	190,540円	175,880円
	11か月まで	248,180円	226,030円	210,330円	194,230円
	1年まで	272,210円	247,970円	230,800円	213,210円

■ご注意
1.ご契約タイプには、「救援に関する通訳雇入費用補償特約」「救援者費用等追加補償特約（保険金額300万円）」がセットされております。
2.「個人賠償責任（長期契約用）」・「生活用動産（長期契約用）」の自己負担額は0円です。
3.お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
4.ご契約の際は、海外旅行保険「留学・長期旅行・駐在員プラン」パンフレットの「ご契約いただく海外旅行保険の概要」をお読みください。

ご契約いただく歯科治療費用の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
歯科治療費用	責任期間*中に歯科疾病を発病し、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時以降に歯科医師による歯科治療を開始された場合	被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当と認められる次の金額に縮小割合（50%）を乗じた額をお支払いします。ただし、歯科治療費用保険金額をもって同一年度内の支払いの限度とします。また、治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ①歯科医師の診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用 注 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	次のいずれかによって生じた費用 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺・犯罪行為 ・戦争、革命などの事変 ・核燃料物質による事故または放射能汚染 ・被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 ・歯科治療を伴わない検査 など

*「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。

引受保険会社

取扱代理店

ジェイアイ傷害火災保険株式会社
〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 http://www.jihoken.co.jp
この保険に関するお問合わせは右記取扱代理店または下記へ
お客様専用フリーダイヤル:0120-877030
一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。
受付時間:平日の午前9:00〜午後5:00（土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

(J10A415) −M（栄） 201102